

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正の概要について

市長の諮問に応じ、調査審議等を行う機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の新設及び廃止をするため、厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正するものです。

1 条例改正の内容

(1) 厚木市新たな交流拠点検討委員会の設置

ア 改正区分

新設

イ 設置目的

新たな交流拠点について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することを目的として設置するものです。

ウ 委員の数

15人以内

(2) 厚木市西部地域自然環境検討委員会の廃止

ア 改正区分

廃止

イ 廃止理由

森の里東土地区画整理事業施行地区及び周辺区域における自然環境調査及び区画整理事業等の影響に対する保全対策が完了し、当初の目的を達成したことから廃止するものです。

(3) 附則による厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 厚木市新たな交流拠点検討委員会の設置

委員長及び委員の報酬の額（日額）を定めるものです。

（ア）委員長 8,800円

（イ）委員 7,800円

イ 厚木市西部地域自然環境検討委員会の廃止

委員長及び委員の報酬の額（日額）に関する規定を削除するものです。

（ア）委員長 8,800円

（イ）委員 7,800円

2 条例施行日

(1) 厚木市新たな交流拠点検討委員会の設置

令和7年4月1日

(2) 厚木市西部地域自然環境検討委員会の廃止

公布の日

【参考】地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。